

## 目次

### ご案内

新年のあいさつ（県知事） .....	2
いばらき労働相談センターのご案内 .....	3
仕事と生活の調和推進計画/働き方改革優良企業認定制度のご案内 .....	4
茨城県障害者技能競技大会を開催しました .....	5
現代の名工受賞者の紹介 .....	6
中小企業退職金共済制度について .....	7

### 募集

「元気いばらき就職面接会（土浦会場）」を実施します .....	8～9
---------------------------------	-----

### お知らせ

#### [労働局から]

労働保険料の口座振替について .....	10
改正労働基準法による限度時間を超える 36 協定届の記載例 .....	11～13
茨城県特定（産業別）最低賃金の改正決定 .....	14
障害者就職面接会のご案内（後期） .....	15～16
いばらき企業説明会 .....	17～18
職場における総合的なハラスメント対策について .....	19～20

#### [労働委員会から]

労働委員会の窓から .....	21～22
-----------------	-------



# 新 年 あ い き つ

茨城県知事 大井川 和彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、令和初の国体「いきいき茨城ゆめ国体」で、45年ぶりに天皇杯・皇后杯を獲得するなど明るい話題がある一方、相次いで発生した大型台風により、本県は甚大な被害を受けました。

被災された多くの方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災者の皆様が一日でも早く心安らぐ生活を取り戻せますよう、引き続き、全力で復旧・復興に取り組んでまいります。

さて、人口減少や少子高齢化、デジタル経済の進展などにより、社会情勢が急速に変化する中、私はこれまで、茨城も変わらなければ未来に希望はないとの危機意識を持ち、「スピード感」と「選択と集中」を信条に、困難な政策課題にも臆せず取り組んでまいりました。

例えば、質の高い雇用の創出に向けた戦略的な企業誘致では、成長分野の本社機能等の誘致を数多く実現し、喫緊の課題である医師確保についても、明確な目標を掲げ推し進めることで、取り組みが結果に結びついてきております。

また、国内外からの誘客促進に向けて茨城空港や港湾の利用拡大に取り組み、新たな国際線の定期便や連続チャーター便の開設、外国クルーズ客船の新規就航など、夢・希望に繋がる成果もあがってきております。

さらに、将来の茨城を支える人財を育成するため、中高一貫教育校の設置を推進するとともに、儲かる農業の実現に向け、農産物等の茨城ブランドの確立、輸出拡大にも力を入れているところです。

一方で、まだ実績をあげるに至らない課題も残っております。このため、本年は、これまで打ち出してきた政策を、よりスピード感を持って推し進めていくとともに、絶えず効果検証を行い、軌道修正が必要とあらば、躊躇せずに見直しや追加の対策を実施し、新たな課題に対しても積極的に対応してまいります。

今年はいよいよ東京オリンピックのサッカー競技が本県で開催されます。これを契機に、茨城の魅力を世界に発信するとともに、引き続き1人でも多くの皆様に、「茨城県、ワクワクするよね」と感じていただけるような「活力があり県民が日本一幸せな県づくり」に挑戦してまいりますので、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

皆様にとりまして、本年が実り多き素晴らしい1年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

## いばらき労働相談センターのご案内

一方的な解雇や配置転換、賃金の不払いや長時間労働、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。

いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。

ご相談方法は、面談のほか、電話、メールでの相談も受け付けております。

メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。

相談窓口  
開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）  
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）  
※日曜日、祝日、年末年始は休業

場 所

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階

電 話 番 号

029-233-1560

メールアドレス

rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

主 な  
相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、  
職場でのいじめ、パワハラ、セクハラなど

## 仕事と生活の調和推進計画 を策定しましょう

～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～

茨城県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿（平成31・32年度資格者名簿分）作成の際の加点項目となるほか、商工中金の「いばらき働き方改革・子育て応援ローン」、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援金」を利用することができます。詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。

（様式と計画の記入例を掲載しています）



## 働き方改革優良企業認定制度のご案内

茨城県では、すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組む企業、取組が優れた企業を認定する制度を新たに創設いたしました。

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍などの働き方改革に取り組む企業が、人材を確保しやすい環境となるよう支援します。認定の流れや申請方法など、詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。

優良企業の認定を受けて、会社の魅力を広くアピールしましょう。

### 認定のメリット

- 茨城県の求人情報サイトの特集ページに「働き方改革優良企業」として掲載され、**貴社の魅力を県内外に広くアピール**できます。
- 働き方優良認定企業であることをホームページや採用ページ、求人票等で積極的にアピールいただくことで、**人材確保・人材定着の促進**が期待できます。

### 問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話：029 - 301 - 3635 FAX：029 - 301 - 3649

E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

HP: <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html>

**茨城県 働き方改革** で検索！

## 第48回茨城県障害者技能競技大会を開催しました

この大会は、障害のある方が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

大会では、各種目において日ごろの練習の成果が十分に発揮され、ハイレベルな大会となりました。

開催日	令和元年12月7日(土)、8日(日) 9:30~15:00
主催	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部、茨城県
後援	茨城労働局、(株)茨城新聞社
競技会場	茨城県職業人材育成センター(水戸市水府町864-4)
競技種目	電子機器組立、ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、縫製、木工、喫茶サービス、パソコンデータ入力、オフィスアシスタント【8種目】
参加者数	97名

【お問い合わせ】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 高齢・障害者業務課  
(TEL:029-300-1215)

### 競技の様子



ワード・プロセッサ



喫茶サービス



ビルクリーニング



縫製



木工



開会式

# 「現代の名工」 5名受賞！

産業各分野の卓越した技能者（現代の名工）に、本県からは5名の技能者が選ばれ、厚生労働大臣の表彰を受けました。

現代の名工となられた皆さんは、長年にわたる技能の研鑽が評価されたもので、現在、各分野でご活躍されております。

氏名	職種	所属
川島 一男	建築とび工	(有)川島組
佐藤 友昭	石彫工	佐藤美術彫刻店
鈴木 博巳	建築塗装工	(株)富士塗装店
田中 尚	数値制御金属工作機械工	(株)日立製作所日立事業所
中島 崇衡	金型保全工	パナソニック S P T(株)石岡工場

# 中退共

CHU TAI KYO  
小企業 退職金 共済制度

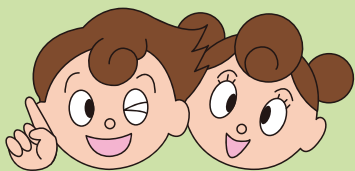


ちゅうたいきょう  
**中退共制度は中小企業の事業主が、  
従業員の退職金を計画的に準備できる、国の退職金制度です。**

さらにわかりやすい！

ちゅうたいきょう  
中退共制度について詳しい解説を

**ホームページで動画配信中！**



ちゅうたくん きょう子ちゃん

🔍 **中退共**

🔍 **検索**



詳しい資料はホームページからご請求ください。

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-5955-8211



独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

## 「元氣いばらき就職面接会(土浦会場)」を実施します

若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

### 記

- 1 開催日時 令和2年1月23日(木)  
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 県土浦合同庁舎 本庁舎3階 第1会議室  
(土浦市真鍋5丁目17番26号)
- 3 対象求職者 若者や離職され再就職を目指す方などで求職中の方
- 4 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 約20社
- 5 ホームページ  
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r1genki.html>



### 【問い合わせ先】

産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645





お仕事をお探しの皆さまへ！



令和元年度 第7回 元気いばらき

# 就職面接会(土浦会場)

★参加費無料！ ★事前予約不要！

【開催日時】

令和2年 **1月23日(木)**

受付開始 **13:00**

(面接会 **13:30~15:30**)

【対象求職者】

現在、お仕事をお探し中の方、どなたでもご参加いただけます。

【参加事業所】

県内に本社または勤務先がある事業所  
約 **20** 社(予定)

☞各種相談コーナーがあります。

- 「キャリアカウンセリング」
- 「介護福祉職相談」
- 「就農相談」

☞雇用保険の求職活動の実績になります。

【会場】

**土浦合同庁舎** 本庁舎3階 第1会議室

(住所：土浦市真鍋5丁目17-26)



【アクセス】

JR 土浦駅下車：西口5番バス乗り場(関東鉄道バス)

☆ 筑波山口、下妻駅、北条、高岡、藤沢行き乗車→  
⇒土浦工業高校前下車(土浦駅より240円区間)

※詳細は、「元気いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、  
元気いばらき就職面接会 HP (右の QR コード) をご参照ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r1genki.html>



問い合わせ先 いばらき就職支援センター 県南地区センター  
住所 〒300-0051  
茨城県土浦市真鍋5丁目17番26号  
茨城県土浦合同庁舎 3階  
TEL: (029)825-3410  
FAX: (029)825-3411

◎主催:茨城県

◎共催:土浦市、土浦地区雇用対策協議会

# 事業主の皆さま 労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、  
**口座振替**が利用できます。

## 「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日 <sup>(※)</sup>	1月31日 <sup>(※)</sup>
	↓	↓	↓
口座振替による納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
	⇓	⇓	⇓
ゆとり日数	<b>58日</b>	<b>14日</b>	<b>14日</b>

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

## かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

### 1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

### 2 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

### <各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期								申込締切日 2月25日					
									口座振替納付日 9月6日				
第2期							申込締切日 8月14日						
										口座振替納付日 11月14日			
第3期									申込締切日 10月11日				
													口座振替納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

## 引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

**ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！**

口座振替に関する詳しい内容や不明な点は、  
茨城労働局労働保険徴収室（TEL:029-224-6213）または最寄りの労働基準監督署まで  
お問い合わせください。

# 時間外労働の上限規制って何？ うちの会社も見直す必要がある？

～2020年4月から、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます～

昨年2019年4月に改正労働基準法が施行され、罰則付きの時間外労働の上限と、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が規定されました。大企業には2019年4月から適用されてきていますが、中小企業には1年間の猶予が設けられていました。この度、2020年4月から、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されることになります。

## 🕒 ポイント

労働者が **法律の上限を超える時間（※1）** 働く場合には、あらかじめ「**時間外・休日労働に関する協定（36協定）（※2）**」が必要です。

2020年4月から、中小企業（下表）にも**36協定**で定めることができる時間外労働時間に制限（**時間外労働の上限規制**）ができます。

**36協定**の様式も新様式になります。

### （※1）法律の上限を超える時間とは

**労働時間の上限（法定労働時間）**

**原則…1週:40時間、1日:8時間**

例外※ …1週:44時間、1日:8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

**休日の最低基準（法定休日）**

**毎週1回または4週を通じて4日以上**

（午前0時～午後12時の1暦日の休み）

超えない

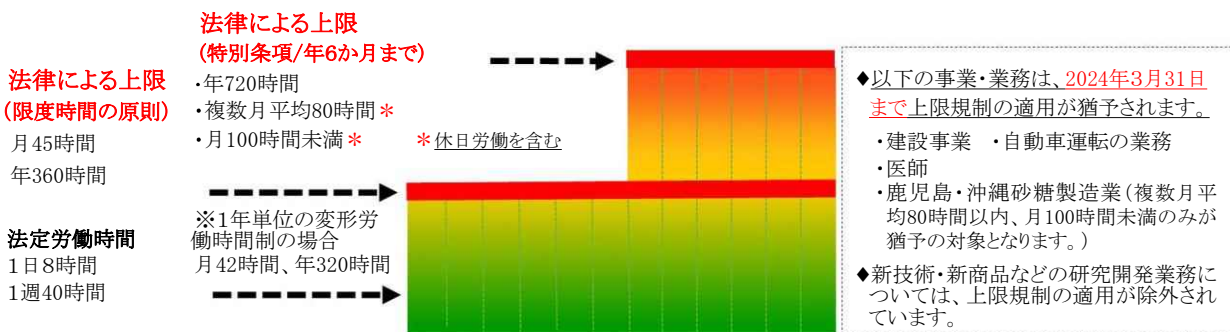
特に新しい対応はありません。

超える

過半数組合や過半数代表者と**時間外労働の上限規制の範囲内で36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出る**必要があります。

### （※2）次頁、次々頁に36協定の様式、記載例

## 時間外労働の上限規制の具体的な内容



（中小企業の範囲）

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他 製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下

（※2）時間外労働には36協定が必要です。そして法律で定める時間外労働の上限を超える場合には、36協定に特別条項を定めることも必要です。

さらに詳しい内容は、茨城労働局監督課、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせいただくか、茨城労働局ホームページをご覧ください。

茨城労働局  
HPトップ

改正労働基準法  
等について

クリック

# 36協定届の記載例 (限度時間を超えない場合)

(様式第9号 (第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

- ◆36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。
- 36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。

その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。  
- 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

- ◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
- ◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号 (第16条第1項関係) 事業の種類 <b>金属製品製造業</b>		事業の名称 <b>〇〇金属工業株式会社 〇〇工場</b>		事業の所在地 (電話番号) (〒〇〇〇-〇〇〇〇) <b>〇〇市〇〇町1-2-3</b> (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		協定の有効期間 <b>〇〇〇〇年4月1日 から 1年間</b>	
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由 <b>受注の集中</b>	業務の種類 <b>設計</b>	労働者数 (満18歳以上の者) <b>10人</b>	所定労働時間 (1日) (任意) <b>7.5時間</b>	1日 法定労働時間を超える時間数 <b>3時間</b>	延長することができる時間数 1日 1箇月 ①については45時間まで、②については42時間まで 法定労働時間を超える時間数 (任意) <b>3.5時間</b>	1年 ①については360時間まで、②については320時間まで 法定労働時間を超える時間数 (任意) <b>30時間</b>
	<b>製品不具合への対応</b>	<b>検査</b>	<b>10人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>2時間</b>	<b>2.5時間</b>	<b>15時間</b>
	<b>臨時の受注、納期変更</b>	<b>機械組立</b>	<b>20人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>2時間</b>	<b>2.5時間</b>	<b>15時間</b>
1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	<b>月末の決算事務</b>	<b>経理</b>	<b>5人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>3時間</b>	<b>3.5時間</b>	<b>20時間</b>
	<b>棚卸</b>	<b>購買</b>	<b>5人</b>	<b>7.5時間</b>	<b>3時間</b>	<b>3.5時間</b>	<b>20時間</b>
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由 <b>受注の集中</b>	業務の種類 <b>設計</b>	労働者数 (満18歳以上の者) <b>10人</b>	所定休日 (任意) <b>土日祝日</b>	労働させることができる法定休日の日数 <b>1か月に1日</b>	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 <b>8:30~17:30</b>	
	<b>臨時の受注、納期変更</b>	<b>機械組立</b>	<b>20人</b>	<b>土日祝日</b>	<b>1か月に1日</b>	<b>8:30~17:30</b>	

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めしてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めってください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めってください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めってください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めってください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( **投票による選挙** )  
 〇〇〇〇年 3月 15日

検査課主任  
山田花子

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

工場長  
田中太郎



押印も必要です。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

〇〇 労働基準監督署

# 限度時間を超える場合の36協定届の記載例 (特別条項)

(様式第9号の2 (第16条第1項関係))

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間 (月45時間又は42時間・年360時間又は320時間) を超えることはできません。

限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間のできる限り近づけるように努めてください。

- ◆ 臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要です。
- ◆ 様式第9号の2は、✓ 限度時間内の時間外労働についての届出書 (1枚目) と、✓ 限度時間を超える時間外労働についての届出書 (2枚目) の2枚の記載が必要です。
- ◆ 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

## 2枚目 表面

### 時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		延長することができる時間数及び休日労働の時間数		延長することができる時間数		起算日 (年月日)	〇〇〇〇年4月1日	
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させること ができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超え る時間数と休日労働の時間数を合 算した時間数	所定労働時間を超え る時間数と休日労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	限度時間を超え た労働に係る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超え た労働に係る割増賃金率
突発的な仕様変更	設計	10人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間	3.5%	550時間	670時間	3.5%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間	3.5%	500時間	620時間	3.5%
機械トラブルへの対応	機械組立	20人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	3.5%	450時間	570時間	3.5%

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて労働させる場合にとる手続について定めてください。

事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限る、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間 (月45時間又は42時間) を超えて労働させる回数を定めてください。年6回以内に限ります。

限度時間 (月45時間又は42時間) を超えて労働させる場合、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率 (25%) を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間 (年360時間又は320時間) を超えて労働させる1年の時間外労働 (休日労働は含まれません) の時間数を定めてください。年720時間以内に限りま。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率 (25%) を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、 <b>対象労働者への医師による面接指導の実施</b> 、 <b>対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催</b>

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。✓ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 山田花子  
氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)

〇〇〇〇年 3月 15日

使用者 職名 工場長  
氏名 田中太郎

(健康確保措置) 〇 〇 労働基準監督署長殿

押印も必要です。

様式9号の2の届出をする場合には、2枚目に労働者代表者名および選出方法、使用者代表者名の記入をしてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

- ① 医師による面接指導 ② 深夜業 (22時~5時) の回数制限 ③ 終業から始業までの休息時間の確保 (勤務間インターバル) ④ 代償休日・特別な休暇の付与 ⑤ 健康診断 ⑥ 連続休暇の取得 ⑦ 心とからだの相談窓口の設置 ⑧ 配置転換 ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩ その他

# 茨城県の最低賃金

## I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額	効力発生年月日	適用範囲
	時間額(円)		
茨城県最低賃金	849	令和元.10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

## II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額	効力発生年月日	適用範囲
	時間額(円)		
鉄鋼業	943	令和元.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905	令和元.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は削の業務 ロ 手作業による小物品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	901	令和元.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2) 医療用機械器具・医療用品製造業 (3) 光学機械器具・レンズ製造業 (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5) 電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6) 情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7) 時計・同部分品製造業 (8) (1)・(2)・(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は削の業務 ロ 手作業による小物品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	871	令和元.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

## III 注意

- 最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 地域別最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
  - 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
  - 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
  - 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
  - 精算手当、通勤手当、家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 月給額 × 12か月 ÷ 年間総労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

令和元年度（後期）

# 障害者就職面接会

～ひとつの理解が大きな希望へ～



## ◆◆◆ 求人・求職募集中 ◆◆◆

詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

### 県西会場

- 令和2年2月7日(金)
- 結城市民情報センター  
結城市国府町1-1-1
- 開催時間：13:00～15:30

### 県南会場

- 令和2年2月13日(木)
- ホテルグランド東雲  
つくば市小野崎488-1
- 開催時間：13:00～15:30

### 県東会場

- 令和2年2月14日(金)
- ホテルレイクビュー水戸  
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間：13:00～15:30

### 県北会場

- 令和2年2月18日(火)
- 国民宿舎「鶴の岬」  
日立市十王町伊師640
- 開催時間：13:00～15:30

【主催】ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

※各会場とも受付は12:30からとなります。  
(天候により、順延または中止になる場合があります。)

## 面接会に参加を希望する皆様へ

求人者、障害者の方ともに、事前に下記の管轄ハローワークへお申し込み願います。

### 県内ハローワーク（公共職業安定所）

安定所名	所在地	電話・ファックス番号	管轄区域
水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	TEL 029-231-6221 FAX 029-224-0795	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
笠間	〒309-1613 笠間市石井2026-1	TEL 0296-72-0252 FAX 0296-72-9008	笠間市
日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	TEL 0294-21-6441 FAX 0294-23-3420	日立市
筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	TEL 0296-22-2188 FAX 0296-25-2664	筑西市 結城市 桜川市
下妻	〒304-0041 下妻市古沢34-1	TEL 0296-43-3737 FAX 0296-44-6564	下妻市 八千代町
土浦	〒300-0805 土浦市中央1838	TEL 029-822-5124 FAX 029-822-5294	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	TEL 0280-32-0461 FAX 0280-32-9019	古河市 境町 五霞町
常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	TEL 0297-22-8609 FAX 0297-22-2163	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	TEL 0299-26-8141 FAX 0299-26-8142	石岡市 小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	TEL 0295-52-3185 FAX 0295-52-2068	常陸大宮市 常陸太田市 太子町
龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	TEL 0297-60-2727 FAX 0297-65-3060	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	TEL 0293-22-2549 FAX 0293-23-6520	高萩市 北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	TEL 0299-83-2318 FAX 0299-82-6028	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市



就活スタート！

茨城に事業所または就業場所がある企業を知ろう！

# いばらき企業説明会 2020

【対象】令和3年3月大学等（大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校）の卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の方



## 土浦会場

**3/3** (火) 13:00  
15:30  
(受付12:00~)

### ホテルマロウド筑波

土浦市城北町 2-24

JR 常磐線土浦駅西口より徒歩約 12 分

参加企業：40社

## 水戸会場

**3/10** (火) 13:00  
15:30  
(受付12:00~)

### ホテルレイクビュー水戸

水戸市宮町 1-6-1

JR 常磐線水戸駅南口より徒歩約 3 分

参加企業：63社

予約不要

履歴書不要

入退場自由

参加無料

主催：茨城労働局・茨城県・茨城県内各ハローワーク

共催：水戸市・土浦市・土浦地区雇用対策協議会

詳細は  
裏面を  
ご覧ください

# 「いばらき企業説明会 2020」参加申込書

企業説明会に参加する方は、必要事項を記入の上直接会場へお越しください。

受付開始は12:00からです。企業説明会は4クールで実施いたします。

1クール:13:00~13:30(10分の移動時間)

2クール:13:40~14:10(10分の移動時間)

3クール:14:20~14:50(10分の移動時間)

4クール:15:00~15:30(終了)

ふりがな		性別 ( 男 ・ 女 )	年齢 歳
氏名			
現住所	〒 ー		
最終学歴	学校名	大学院 ・ 大学 ・ 短大 ・ 高専 ・ 専修学校	
	令和 年 月 卒業見込み ・ 卒業		
<p>「新卒応援ハローワーク」またはそれ以外のハローワークに登録していますか</p> <p>1 「新卒応援ハローワーク」に登録している ( 水戸 ・ 土浦 ・ その他 )</p> <p>2 「新卒応援ハローワーク」以外のハローワークに登録している ( ハローワーク )</p> <p>3 どちらにも登録していない</p>			
<p>この企業説明会は何でお知りになりましたか</p> <p>1 ハローワーク      2 いばらき就職・生活総合支援センター(ジョブカフェいばらき)      3 市町村広報誌</p> <p>4 大学等(就職担当課など)      5 面接会ホームページ      6 友人に誘われて      7 家族に勧められて</p> <p>8 その他( )</p>			

※ご記入頂いた情報は当企業説明会以外の目的で使用することはありません。

## 留意事項

- (1)対象者は、令和3年3月大学等(大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校)の卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の方です。
- (2)履歴書は不要です。
- (3)参加企業は2月上旬頃茨城労働局HPで公開いたします。
- (4)参加申込書は茨城労働局HPでダウンロード可能です。
- (5)駐車場に限りがありますので公共交通機関を利用してご来場ください。

茨城労働局HPは、<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/> または 茨城労働局 で検索

問い合わせ先	<b>茨城労働局職業安定課 ( TEL 029-224-6218 )</b>	
	水戸新卒応援ハローワーク	
	ハローワーク 水戸 (TEL 029-231-6244)	ハローワーク 常総 (TEL 0297-22-8609)
	ハローワーク 笠間 (TEL 0296-72-0252)	ハローワーク 石岡 (TEL 0299-26-8141)
	日立新卒応援ハローワークプラザ	
	ハローワーク 日立 (TEL 0294-88-3957)	ハローワーク常陸大宮 (TEL 0295-52-3185)
	ハローワーク 筑西 (TEL 0296-22-2188)	ハローワーク 龍ヶ崎 (TEL 0297-88-5906)
	ハローワーク 下妻 (TEL 0296-43-3737)	ハローワーク 高萩 (TEL 0293-22-2549)
	土浦新卒応援ハローワーク	
	ハローワーク 土浦 (TEL 029-882-8658)	ハローワーク常陸鹿嶋 (TEL 0299-88-2074)
ハローワーク 古河 (TEL 0280-32-0461)		
<b>茨城県産業戦略部労働政策課 ( TEL 029-301-3645 )</b>		

# 職場のハラスメント対策を見直しましょう

— パワーハラスメント防止対策が令和2年6月1日から義務化されます —

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口相談したら「それくらいのこと  
は我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

職場のハラスメント対策として相談窓口の一元化を検討したいが、どうすればよいのだろうか。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。  
パワハラも法制化されたことだし、対策に含めた方がよいのだろうか？

## 茨城労働局 職場のハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝祭日を除く）  
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。  
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 029-277-8295

住所 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階  
雇用環境・均等室【相談・指導部門】



【こちらもご利用ください】 厚生労働省委託事業 ハラスメント悩み相談室



# 0120-714-864

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00  
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。

●受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

●メールアドレス [mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp](mailto:mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp)



専用Webサイト [ハラスメント悩み相談室](#) 検索

(委託運営)

LEC 東京リーガルマインド

2020(令和2)年6月1日(月)から

## 改正女性活躍推進法と改正労働施策総合推進法

が施行されます。

女性活躍

パワーハラ防止対策

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性活躍推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講じることとされ、その一部が令和2年6月1日から施行されることとなりました。

また、パートタイム・有期雇用労働法についても、その一部が令和2年4月1日より義務化されます。

様々な「働き方改革」関連法の施行を踏まえて、女性活躍の現状と対策、これからの展望について、専門家に語っていただくとともに、最新の法改正内容についてご説明いたします。ぜひ、ご参加ください！！

### 【講演】

## 女性活躍の現状と課題、今後の展望について

一般社団法人女性労働協会 専務理事 布川 裕子 氏

【説明】パワーハラスメント防止指針・改正女性活躍推進法等

【説明】パートタイム・有期雇用労働法等

茨城労働局雇用環境・均等室 担当官

日時

令和2年1月30日(木) 13:30～

場所

茨城県トラック総合会館 研修室

(水戸市見川町2440-1 / TEL029-303-6363)

※本セミナーの問い合わせは下記【問合せ先】までお願いします。

対象・定員

人事・労務担当者 / 300名 (先着順)

申込方法

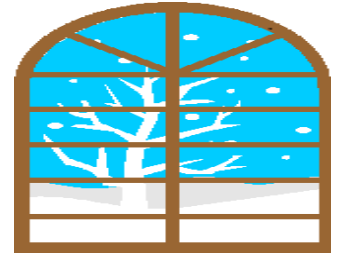
茨城労働局ホームページより申込書をダウンロードして、申込書裏面に必要事項を記入し、FAX又は郵送により、令和2年1月16日(木)までに、お申込みください。

ただし、定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきますので、ご注意ください。

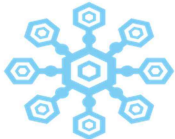
【問合せ先】茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

# 労働委員会の窓から

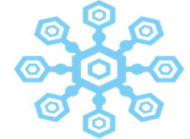
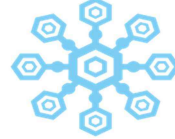
令和元年 10月1日～令和元年 11月30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。



## 今期の事件の状況



### ● 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

- .....当該期間中に**2件**(併合審査)の係属事件が終結しました。  
また、新規申立てが**1件**ありました。係属中の事件は**2件**です。

#### 【終結事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容	終結状況
H29(不)第1号・H30(不)第2号事件	教育、学習支援業	H29. 9. 6 H30. 4. 19 労働組合・個人1名	1 停職7日間とした懲戒処分 の取消し 2 誠実な団体交渉 3 謝罪文の交付・掲示	令和元年 10月 16日、当事者双方に、一部救済(団体交渉)とする命令書を交付し、事件は終結した。

#### 【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容	備考
R元(不)第1号事件	生活関連サービス業	R元. 11. 11 労働組合	1 組合員のパワハラ被害通報への対応遅滞を内容とする不利益取扱いの禁止 2 誠実な団体交渉	H30(不) 3号事件と併合審査

### ● 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- .....当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。

● **個別あっせん事件** (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請が**1件**ありました。係属中の事件は**1件**です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項
R元(個) 第3号 事件	地方公営企業	R1. 11. 26 労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者の人事異動</li> <li>・ハラスメントの再発防止</li> <li>・ハラスメントが生じたことの謝罪</li> <li>・解決金の支払い</li> </ul>

● **労働相談会開催報告**

**個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を開催しました。**



【吉田豊委員】

茨城県労働委員会では、11月21日(木)、17時から19時まで、茨城県庁舎23階の労働委員会事務局において「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催しました。

9月、10月の開催に引き続き3回目となる今回の相談会は、面談による相談のほか、電話による相談も行いました。

労使紛争を解決してきた労働委員会の委員が、労働問題に関する相談を受け、労働委員会によるあっせんの活用を勧めるなどのさまざまなアドバイスを行いました。



**【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局**

〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)  
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp  
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～



今年もよろしく  
お願い致します。

茨城労働 Seed  
1月号 第715号  
茨城県産業戦略部労働政策課  
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
令和2年1月発行 TEL 029-301-3635  
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>